

岐阜市立女子短期大学授業料等納付に関する規程

制定 平成27年1月28日

(趣 旨)

第1条 この内規は、岐阜市立女子短期大学学則（平成23年改正）第20条第1項の3及び第36条から第41条の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学の授業料その他学費（以下「授業料等」という。）納付遅延者の対応について必要な事項を定めるものとする。

(授業料等)

第2条 本学の授業料等の徴収については、岐阜市立学校授業料等徴収条例（昭和47年岐阜市条例第23号）の定めるところによる。

(授業料等の減免)

第3条 本学の授業料等の減免については、岐阜市立女子短期大学授業料等減免取扱要綱（平成25年改正）の定めるところによる。

(授業料等未納の場合の督促)

第4条 授業料等をその期限までに納付しない者については、当該学生（以降学生と称する）及びその保証人に対して督促を行う。

2 前項の督促を行っても、なお授業料等を納付しない者については、副学長及び学科長にこれを報告し、かつ、その学生及び保証人に対して再度督促し、除籍の警告を行う。

第5条 分納及び延納を許可された者において、授業料等をその納期限までに納付しない者については、その納期限後、ただちに副学長及び学科長にこれを通知し、かつ、学生及び保証人に対して督促し、除籍の警告を行う。

(警告の方法)

第6条 第4条第2項及び第5条の警告に当たっては、学生及び保証人に様式1号による書面通知をした上で、呼出し及び面談を行うものとする。

(除籍の決定)

第7条 前条の督促及び除籍の警告を行っても、なお、授業料等を納付しない者について、教授会でこれを審議し、審議内容に基づき学長が除籍を決定し、速やかにこれを通知する。

2 除籍の通知は様式2号をもって行う。

(除籍の取消手続)

第8条 前条によって除籍された学生が、未納の授業料等を納付し、かつ、除籍取消願を本学事務局に提出した場合は、教授会の承認をもって除籍の取消を行うことがある。

(内規の改廃等)

第9条 本内規の改廃及び授業料等の納付に関し、この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の承認を受けて別に定める。

附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(様式1号)

岐阜市女短大第 号
年 月 日

様

岐阜市立女子短期大学
学長

授業料未納に伴う除籍の警告について

年度の授業料について、 年 月 日現在、完納されておられません。
つきましては、 年 月 日までに全額納入されない場合には、岐阜市立女子短期大学
学則に基づき、除籍の手続きを開始することになりますので、これをお知らせします。
なお、この書状と行き違いに授業料を納入されている場合には、ご容赦ください。

記

- 1 学生氏名 学籍番号 ○○○○○○○○○○○
所属学科 △△学科
氏 名 □□□□
- 2 授業料未納額 , 円
- 3 除籍理由 岐阜市立女子短期大学学則第20条第1項の3
(岐阜市立女子短期大学学則第20条第1項の3で準用する岐阜市立学
校授業料等徴収条例第4条及び岐阜市立女子短期大学学則第37条)
- 4 その他 除籍された場合には、岐阜市立女子短期大学学則第26条の規程によ
り、授業料未納期間に係る単位は認定されません。

以上

(参考) 岐阜市立女子短期大学学則
第20条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することが出来る。
(3) 授業料納入の督促を受けてもなお納入しない者

(様式2号)

岐阜市女短大第 号
年 月 日

様

岐阜市立女子短期大学
学長

除 籍 通 知 書

岐阜市立女子短期大学学則に基づき、下記のとおり除籍します。

記

- 1 学生氏名 学籍番号 ○○○○○○○○○○○
所属学科 △△学科
氏 名 □□□□
- 2 授業料未納額 , 円
- 3 除 籍 日 年 月 日
- 4 除 籍 理 由 岐阜市立女子短期大学学則第20条第1項の3
(岐阜市立女子短期大学学則第20条第1項の3で準用する岐阜市立学校授業料等徴収条例第4条及び岐阜市立女子短期大学学則第37条)
未納分の授業料は、除籍されても岐阜市立女子短期大学学則第38条の規程により免除されません。速やかに納入してください。納入された場合には、取り消された単位の再認定を申請することが出来ます。
- 5 除籍の取消 除籍された後でも所定の条件を満たせば、岐阜市立女子短期大学学則第39条及び岐阜市立女子短期大学授業料等納付に関する規程第8条の規程により復籍を申請することが出来ます。詳細は岐阜市立女子短期大学事務局総務管理課にご相談ください。

(参考) 岐阜市立女子短期大学学則
第20条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することが出来る。
(3) 授業料納入の督促を受けてもなお納入しない者